

平成28年3月14日

## まちづくり委員会資料

### 陳情の審査

陳情第 2号 中央新幹線川崎環境保全事務所の設置をJR東海に求める陳情

陳情第17号 JR東海のリニア新幹線工事の地域説明会の結果について市議会と市民と行政で検証し、必要に応じて再度住民への説明会の開催を求める陳情

陳情第18号 JR東海のリニア新幹線工事の地域説明会での梶ヶ谷立坑の泥水の処理の回答の検証と、必要によっては再度、川崎市アセス実施を求める陳情

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 資料1 | リニア中央新幹線計画の概要           |
| 資料2 | リニア中央新幹線計画の主な経緯及び今後の予定  |
| 資料3 | 中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室について  |
| 資料4 | 地区単位の事業説明会の概要について       |
| 資料5 | 宮前区梶ヶ谷の非常口における泥水の処理について |

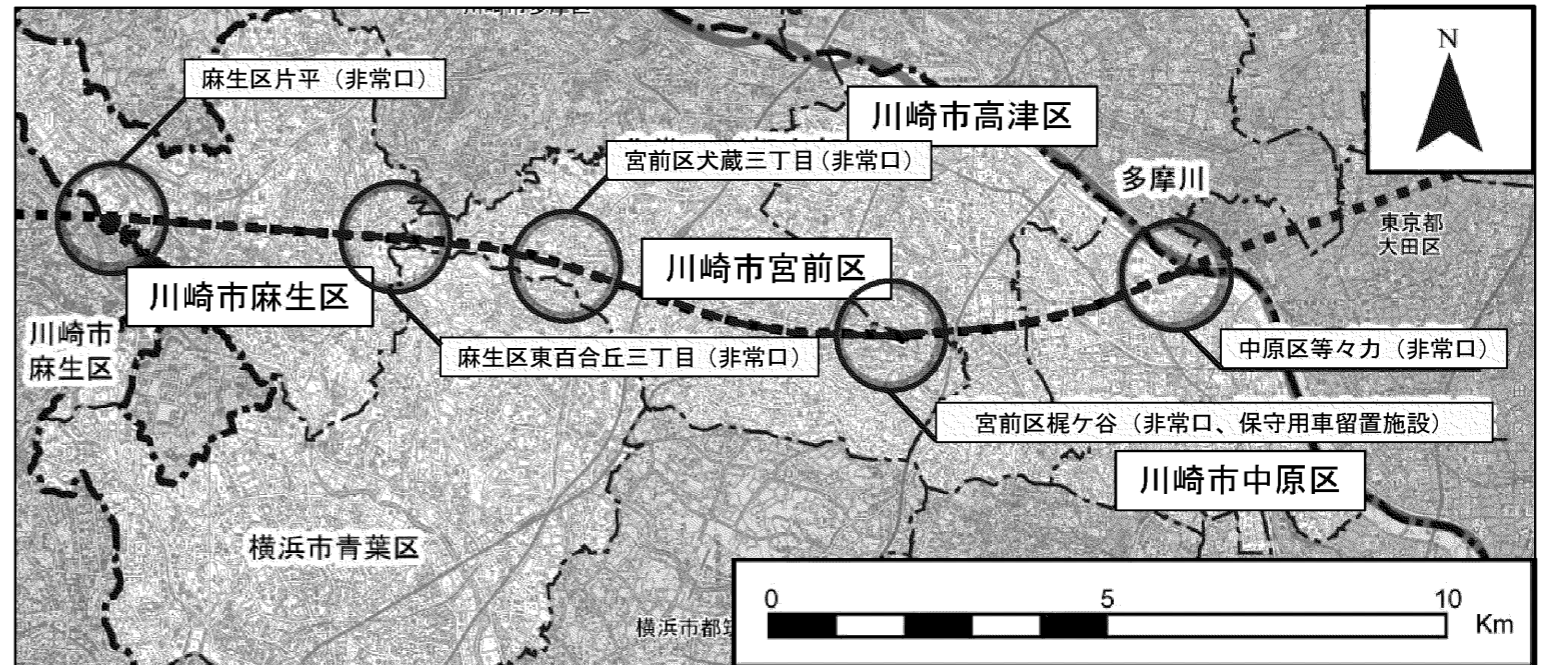
まちづくり局

1 中央新幹線計画の内容

名称及び種類	名称：中央新幹線 品川・名古屋間 種類：新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業） 事業者：東海旅客鉄道株式会社
事業実施区域の起終点	起点：東京都港区、終点：愛知県名古屋市 主要な経過地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部
走行方式	超電導磁気浮上方式
最高設計速度	505キロメートル/時
工事予算	総工事費：5兆5,235億円
路線概要	「中央新幹線 品川・名古屋間」の路線は、東京都内の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8km）、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市内の東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約286km（地上部約40km、トンネル約246km）の区間である。 駅については、品川駅付近、名古屋駅付近のほか、神奈川県内、山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置する計画である。

2 市内の路線概要

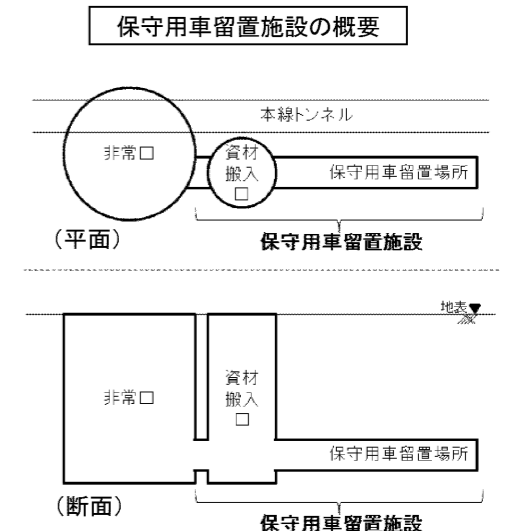
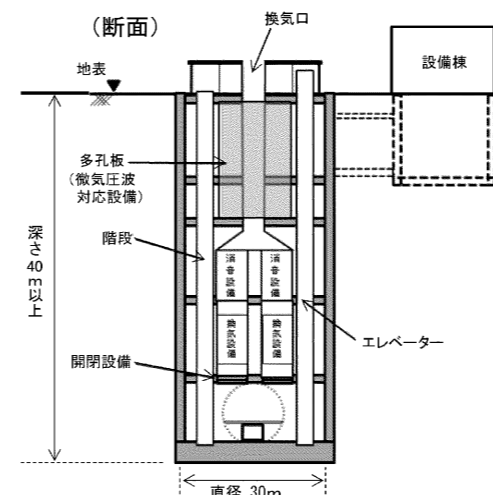
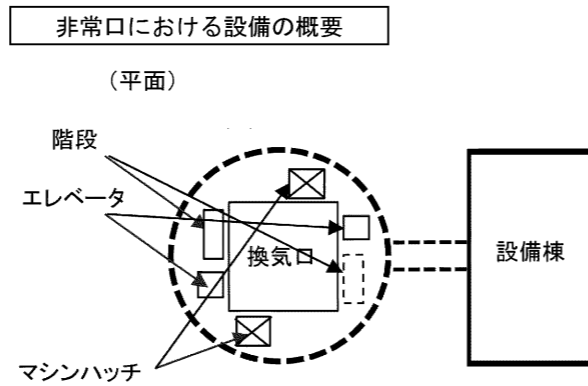
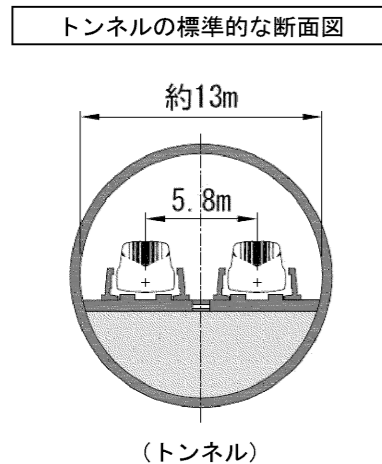
本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。  
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（神奈川県）」（平成26年8月）  
 ・「中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画（その1）」（平成26年8月）  
 ・「中央新幹線品川・名古屋間事業説明会【神奈川県川崎市】」（平成26年11月）



3 市内の非常口等計画地の概要

<p>麻生区片平 （鶴川総合運動場内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>	<p>麻生区東百合丘三丁目 （JSR東京研究所跡地内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>	<p>宮前区犬蔵三丁目 （サンワ川崎工場用地内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>	<p>宮前区梶ヶ谷 （JR貨物梶ヶ谷ターミナル駅内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>	<p>中原区等々力 （JXホールディング等々カグラウンド内）</p> <p>各設備の位置・規模等はイメージであり、今後の詳細設計を経て決定します。</p>
--	--	---	---	---

4 市内の施設・設備の概要



時 期	主な経緯及び今後の予定
昭和48・49年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画を決定【S48】</li> <li>・運輸大臣の指示による地形・地質調査等【S49～H21】</li> </ul>
平成19～23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR東海が、中央新幹線を全額自己負担で建設することを発表【H19.12】</li> <li>・国土交通大臣が、交通政策審議会に対し、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」諮問【H22.2】</li> <li>・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）において審議（計20回）【H22.3～H23.5】</li> <li>・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）が、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」答申【H23.5】</li> <li>・国土交通大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づき、中央新幹線の建設主体及び営業主体としてJR東海を指名するとともに、整備計画（東京都・大阪市間）を決定の上、JR東海に対して建設を指示【H23.5】</li> <li>・JR東海が、改正環境影響評価法の趣旨を踏まえ、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の計画段階環境配慮書を公表（3km幅の概略のルート、直径5km円の概略の駅位置等の計画概要や環境配慮事項等）【H23.6、8】</li> <li>・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書を公告（環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法）【H23.9】</li> <li>・JR東海が、市内の5区（中原・高津・宮前・多摩・麻生）で計9回の環境影響評価方法書の説明会を開催【H23.10】</li> <li>・川崎市環境影響評価審議会で審議【H23.12～H24.1】</li> <li>・川崎市が、環境影響評価方法書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、法対象条例方法審査書をJR東海宛て送付及び公告【H24.1】</li> </ul>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川県成同盟会が共催で、市内で中央新幹線計画の説明会を開催【H25.7.24】</li> <li>・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書を公告（具体的なルート及び非常口5か所の位置、環境影響の調査・予測・評価の結果等）【H25.9.20】</li> <li>・JR東海が、市内の4区（中原・高津・宮前・麻生）で計11回の環境影響評価準備書の説明会を開催【H25.9.30～10.17】</li> <li>・川崎市が、公聴会を2回開催【H26.1.18、1.19】、川崎市環境影響評価審議会で審議【H26.1.14～2.19】</li> <li>・川崎市が、環境影響評価準備書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、法対象条例審査書をJR東海宛て送付及び公告【H26.2.28】</li> <li>・JR東海が、大深度地下使用法に基づく「事前の事業間調整」手続を開始【H26.3.14】</li> <li>・神奈川県が、環境影響評価準備書に対する知事意見をJR東海宛て送付及び公表【H26.3.25】</li> </ul>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR東海が、市内において、大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会を開催【H26.4.22】</li> <li>・JR東海が、環境影響評価法に基づく確定前の環境影響評価書を国土交通大臣に送付【H26.4.23】</li> <li>・国土交通大臣が、環境大臣意見を踏まえて、大臣意見をJR東海宛て送付【H26.7.18】</li> <li>・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく環境影響評価書を公告【H26.8.29】</li> <li>・国土交通大臣が、JR東海に対して、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画を認可【H26.10.17】</li> <li>・JR東海が、神奈川工事事務所川崎分室を開設【H26.11.5】</li> <li>・JR東海が、市内の4区（中原・高津・宮前・麻生）で計4回の事業説明会を開催【H26.11.11～11.28】</li> <li>・JR東海が、市内において、自治会等を対象とした計12回の地区単位の事業説明会を開催【H26.12.16～H27.5.31】</li> </ul>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR東海が、大深度地下を使用する区間における井戸等の物件調査の範囲を公表し、その後調査を開始【H27.8.7】</li> <li>・JR東海が、麻生区東百合丘非常口新設工事（立坑の設計及び施工）について契約手続を開始【H27.10.2】</li> </ul>
今 後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR東海が、大深度地下使用法に基づく大深度地下使用の認可について国土交通大臣に申請（申請後は、審査が行われ、使用の認可の要件を全て充足しているときに認可が行われる。）</li> <li>・JR東海が、工事説明会を開催し、その後、実際の工事を開始</li> </ul>
平成39年（想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品川・名古屋間の営業開始</li> </ul>
平成57年（想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市まで営業開始</li> </ul>

川崎分室に関する経緯

- 平成23年 9月 JR東海が、環境影響評価方法書の縦覧や説明会の準備等を円滑に進めるとともに、環境影響評価における調査を実施し、環境影響評価に関する沿線地域の住民からの意見・質問に対応するため、相模原市に環境保全事務所（神奈川）を設置
- 平成26年 2月 川崎市が、環境影響評価準備書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、法対象条例審査書をJR東海宛て送付及び公告  
 <市長意見における問合せ窓口等の市内設置に関する内容>  
 関係住民の問合せ等の窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図る必要がある。
- 平成26年10月 JR東海が、中央新幹線の工事実施計画の認可を受けたことから、工事を着実に実施するため、相模原市に神奈川工事事務所を新設
- 平成26年11月 JR東海が、神奈川県東部の沿線地域の住民からの意見・質問に対応する場として、中原区に神奈川工事事務所川崎分室を開設  
 （社員は常駐しないため、川崎分室での対応を希望する場合は、事前に相模原市の工事事務所への連絡が必要）
- 平成26年11月 川崎市が、JR東海に対し、川崎分室への社員の常駐及び電話の設置を要請
- 平成27年 7月 JR東海が、川崎分室へ社員を常駐し、電話を設置

<中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室 案内図>

所在地：中原区上丸子八幡町1458-13（東急東横線新丸子駅徒歩7分）



(参考) 川崎分室に関する報道発表資料

平成26年11月4日  
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室の開設について

神奈川県東部の沿線地域の皆様からのご意見やご質問に対応する場所として、中央新幹線神奈川工事事務所の川崎分室を開設しますので、下記の通りお知らせ致します。

1. 所在地  
 中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室  
 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町1458-13 東海道新幹線高架下

※沿線地域の皆様からのご意見やご質問に対応する場所として使用します。社員は常駐しておりませんので、川崎分室での対応を希望される方には、事前に相模原市にある中央新幹線神奈川工事事務所にご連絡を頂くこととさせていただきます。

中央新幹線神奈川工事事務所 042-861-4505（営業時間 平日9時～17時）

2. 開設日  
 平成26年11月5日（水）

平成27年6月26日  
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室での対応について

昨年、沿線地域の皆様からのご意見等に対応する場所として開設しました中央新幹線神奈川工事事務所の川崎分室については、計画の進捗に合わせ、より地域との連携を深めていくため、社員が常駐することといたします。お問合せ先等については、以下のとおりです。

1. お問合せ先等  
 中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室  
 住 所：〒211-0001 神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町1458-13  
 （東海道新幹線高架下）  
 電話番号：044-411-0173  
 営業時間：平日9時～17時  
 ※住所に変更はありません。
2. 常駐開始日  
 平成27年7月1日（水）

本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。  
 ・平成26年11月4日付け 報道発表資料「中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室の開設について」  
 ・平成27年6月26日付け 報道発表資料「中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室での対応について」



### 1 対象地区の範囲及び周知方法

#### 対象地区の範囲

計画路線及び工事用車両が走行する道路の沿線の概ね85の自治会・町内会

#### 周知方法

対象となる自治会・町内会の会長へ、説明会の開催案内の回覧及び掲示板への掲示を依頼

### 2 開催状況

	開催日	時間帯	場 所	参加人数※
1	平成 26 年 12 月 16 日 (火)	18:30～	梶ヶ谷小学校 (高津区)	約 30 名
2	12 月 23 日 (火・祝)	14:30～	野川小学校 (宮前区)	約 70 名
3	平成 27 年 1 月 10 日 (土)	17:30～	白鳥中学校 (麻生区)	約 80 名
4	1 月 11 日 (日)	14:00～	犬蔵中学校 (宮前区)	約 70 名
5	1 月 12 日 (月・祝)	13:30～	中原小学校 (中原区)	約 90 名
6	1 月 17 日 (土)	13:30～	新城小学校 (中原区)	約 60 名
7	1 月 24 日 (土)	14:00～	長沢小学校 (麻生区)	約 90 名
8	1 月 25 日 (日)	13:00～	宮崎小学校 (宮前区)	約 130 名
9	1 月 31 日 (土)	13:00～	稗原小学校 (宮前区)	約 110 名
10	2 月 7 日 (土)	13:00～	橘小学校 (高津区)	約 80 名
11	2 月 11 日 (水・祝)	13:30～	南百合丘小学校 (麻生区)	約 170 名
12	5 月 31 日 (日)	18:00～	麻生市民館 (麻生区)	約 50 名
			計	約 1,030 名

※ 「参加人数」は、川崎市が会場で数えた人数

### 3 主な説明内容

- ① 事業の意義
- ② これまでの取り組み内容
- ③ 中央新幹線計画（品川・名古屋間）の概要  
全体概要、市内の路線概要等
- ④ 中央新幹線の施設等の概要  
施設等の概要、非常口等配置イメージ等
- ⑤ 主な工事内容  
トンネル・非常口の工事内容、工事期間、工事車両台数等
- ⑥ 環境保全措置  
環境保全の取り組み事例、建設発生土の利活用
- ⑦ 供用時の磁界、騒音、振動  
磁界の影響、トンネル走行時の地表の騒音、換気施設の稼働に伴う騒音・振動等
- ⑧ 今後の進め方・予定

### 4 主な質疑応答の要旨

#### <工事に関すること>

##### 質問 1 工事の着手はいつ頃になるのか。

(回答) 具体的な時期については、現時点では申し上げる状況に至っていないため、今後、測量や設計協議などを進め、工事着手前には関係者へ、工事説明会などの場で丁寧に説明し、理解を得ながら進めていく。

##### 質問 2 工事用車両が通行することによる生活環境への影響が心配である。

(回答) できるだけ既存の幹線道路を利用する。具体的な運行時間帯やルート、安全対策について、警察等と調整を行い、交通誘導員の配置、ガードレールなどの安全設備の設置等の対応策を検討し、工事説明会において説明する。

##### 質問 3 発生土はどのように活用するのか。

(回答) 発生土については、本事業内での再利用や他の公共事業等への有効利用を考えている。活用先に関する情報を継続的に収集して、最適な候補地を選定できるよう、検討を進めていく。

##### 質問 4 工事に伴う地下水位への影響はないのか。

(回答) 非常口の工事は、止水性の高い地中連続壁等を設けて施工し、トンネルの工事は、実績のある水密構造のシールドマシンを使用することから、地下水位への影響は小さいと予測する。

##### 質問 5 シールドトンネル工事による地表への影響はあるのか。

(回答) シールド工法は、シールドマシンのカッターをゆっくり回転させ、土を削りながら掘り進める方法で、地上より40m以上深い箇所に計画しており、騒音・振動の影響はほとんどない。

##### 質問 6 大深度地下区間では、地盤沈下を確認するために家屋調査は行わないのか。

(回答) 強固な支持地盤より更に10m以上深い場所を、密閉式工法であるシールド工法で施工するため、地盤沈下は発生しないと考えている。家屋調査は必要ないと考えているが、地表面に変位がないことを確認しながら工事を進める。

#### <供用後に関すること>

##### 質問 7 磁界による健康への影響は大丈夫か。

(回答) WHO (世界保健機構) が各国に推奨している I C N I R P (国際非電離放射線防護委員会) のガイドライン以下に管理するため、磁界による健康への影響はない。

##### 質問 8 家の下をリニアが走行する場合の振動はどれくらいか。

(回答) 山梨リニア実験線での計測による予測値は、土被りが7mの場合で48dB、10mの場合で46dBであり、人体に感じない程度である。川崎市内は40m以上深の大深度地下を走行するため、全く影響はない。

##### 質問 9 非常口周辺で騒音、低周波音、微気圧波の影響はないのか。

(回答) 列車の走行に係る騒音は、列車通過前に「開閉設備」を遮断状態とし、換気設備の稼働による低周波音は、「消音設備」により低減し、列車接近による微気圧波は、「多孔板」により低減するため、影響はない。

##### 質問 10 非常時はどのように避難するのか。

(回答) 走行中に万が一、火災が発生した場合、原則として次の駅又はトンネルの外まで走行し避難する。万が一、大深度地下トンネル内で停止した場合、区画された避難通路へ避難し、最寄りの駅又は非常口へ移動し地上へ避難する。

#### <その他>

##### 質問 11 大深度地下使用に伴い地価が下落した場合は、補償を行うのか。

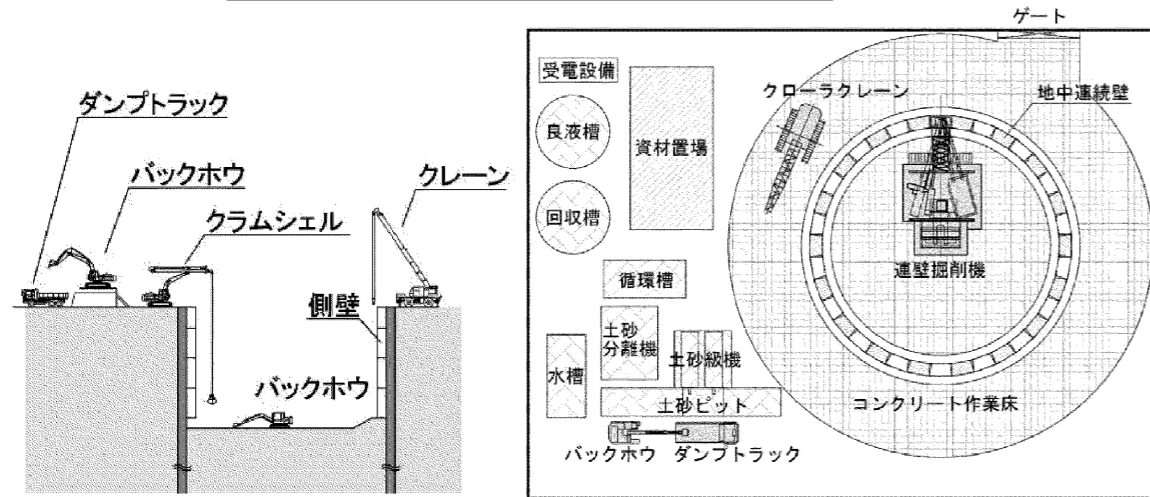
(回答) 大深度地下は土地所有者等によって通常使用されない空間であり、地上に影響を及ぼさないため補償は行わない。

##### 質問 12 中央新幹線を建設しても健全経営できるのか。

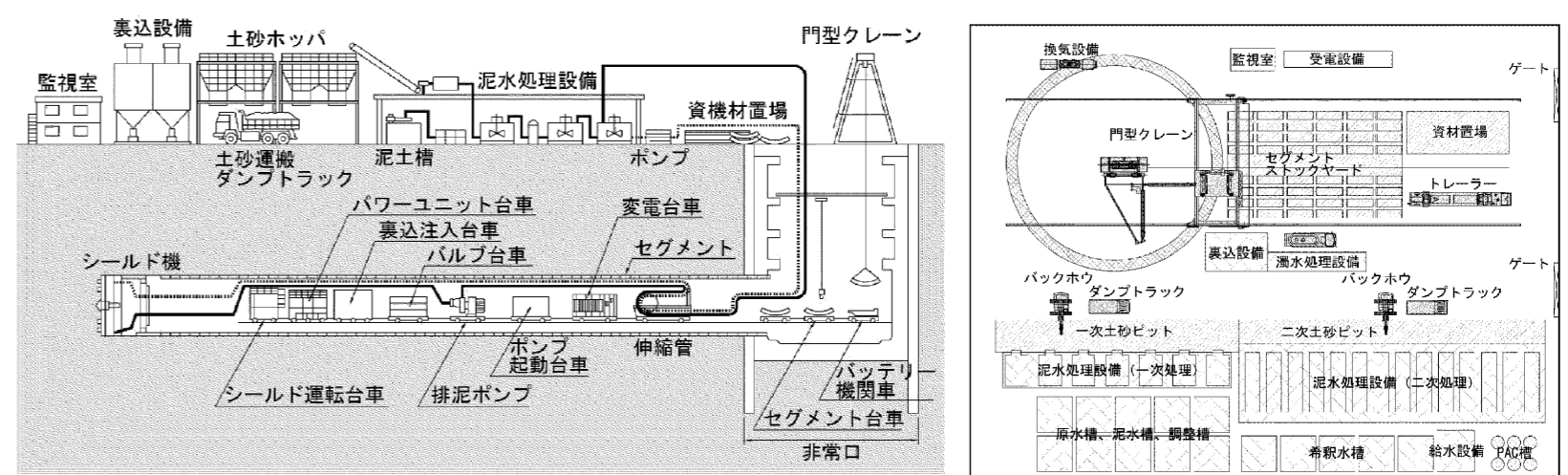
(回答) 健全経営と安定配当を堅持しながら、自己負担により完遂できることを確認し、平成23年5月の交通政策審議会答申において、試算は十分に慎重な見通しに基づくものと評価されている。

1 非常口及びトンネルの施工概要

非常口の施工概要（例：RC地中連続壁工法）



トンネルの施工概要（例：泥水式シールド工法）



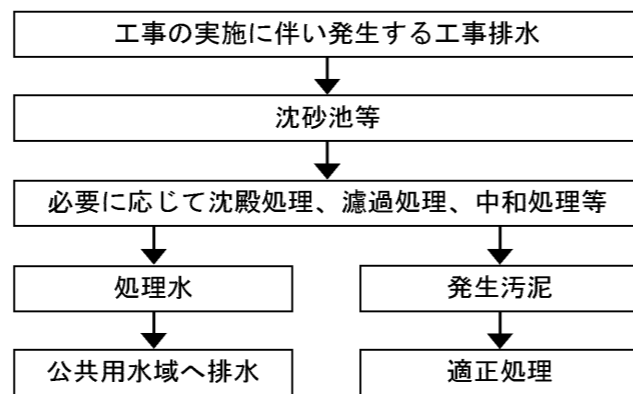
※ 宮前区梶ヶ谷からは、中原区等々力及び麻生区東百合丘三丁目まで掘削

2 工事排水の処理

JR東海は、トンネル等の工事により排出される泥水の処理について、事業説明会等において次の①～③の基本的な考え方を示している。

- ① 工事に使用する水はできるだけ循環使用する。
- ② 濁水処理等をした水を下水道や河川に放流する場合は、管理者と協議し、排水基準を満たすように処理を行い排水する。処理により水と分離した泥分については、バキューム車等で搬出し、法令等に基づき適正処理する。
- ③ 工事現場近傍に放流可能な下水道や河川が無い場合は、処理により分離した水分もバキューム車等でこぼれないように搬出し、法令等に基づき適正処理する。

一般的な処理フロー



<凡例>

.....	計画路線（トンネル部）
-----	区境
————	矢上川
○	非常口、保守用車留置施設（図中の○は直径500m）
→	想定している工事排水方向

3 環境保全措置及びモニタリングの内容

JR東海は、トンネル等の工事による水質に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施することとしている。

主な環境保全措置の内容

- ① 工事排水の監視
  - ・工事排水の水の濁り・汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理の徹底を図る。
- ② 処理設備の点検・整備による性能維持
  - ・処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実にし、性能を維持することにより、工事排水の処理の徹底を図る。

JR東海は、環境管理を適切に行うことを目的に、自主的な取組として、工事期間中のモニタリングを実施し、公表することとしている。

モニタリングの内容

調査項目	調査地点の基本的な考え方	調査期間の基本的な考え方
浮遊物質（SS）	工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前に1回 工事中に毎年1回濁水期 その他、排水放流時は継続的
水温		
水素イオン濃度（pH）		
自然由来の重金属等		工事前に1回 工事中に毎年1回以上濁水期 その他、排水放流時は定期的

本資料は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。  
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価書（神奈川県）」（平成26年8月）  
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価書（神奈川県）のあらまし」（平成26年8月）